

令和7年度「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン実施要領

社会福祉法人鳥取県共同募金会

1 趣旨及び目的

数年前から顕著となってきた物価高騰の波は、令和7年度に入っても収まりが見えません。加えて原油高や行方を見えない通商政策等の影響などから、特に生活困窮の状態をはじめ、県内には、即応すべきニーズが非常に多くあることが推測されます。

そこで鳥取県共同募金会では「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン（以下「キャンペーン）」を実施し、物価高騰による生活困窮に起因する問題に取り組む活動を支援することとし、活動を通じて人と人とをつなぐ支え合いにより、孤独・孤立の状態を解消し、物価高により被った生きづらさを抱える人たちを支える活動に助成を行います。

2 実施主体 社会福祉法人鳥取県共同募金会

3 協働実施 中央共同募金会及び全国の共同募金会

4 キャンペーンの内容

(1) 助成について

ア 助成額：1件あたり10万円以上

ただし、上限を50万円とします。

イ 助成総額：180万円程度

ウ 助成内容

① 助成対象団体

市町村社会福祉協議会又は生活困窮に関する相談事業を実施する法人及び団体で、鳥取県内で活動するもの。

② 対象事業

「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」を助成対象とする。

【想定する事業例】

1) 孤独・孤立状態を解消し、物価高騰のなかにあっても、支え合いにより生活の質を高めることをめざす事業

・物価高騰により困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業

・世代を超えたメンバーが、それぞれ役割を持ちながら、食事を通して一緒に時間を過ごすような食支援事業

・メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業

・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業

2) 支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、さまざまな社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業

- ・ 困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりの事業
- ・ これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
- ・ 他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業

3) 物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業

- ・ 生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための配布や支援等の事業
- ・ ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業
- ・ 食費の高騰にともない、食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業
- ・ 食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- ・ 生活困窮に関する相談事業（電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等）

【以下のような内容であると読み取れる場合は対象としない】

- ・ 通常活動の単純な箇所数、回数、時間の増に係る要望
- ・ 物価高騰に伴う事業費の増に係る要望

- ③ 対象期間 令和7年4月1日から令和8年2月末までに完了する活動
※令和7年度内に実施された活動であれば遡及して助成対象とする。
- ④ 対象経費 基本的に活動（事業）に要する経費を対象とする。
・ 消耗品・備品費（食料品、日用品）・印刷製本費・通信運搬費・旅費交通費
・ 事業に係る人件費、謝金（人件費については団体との雇用契約を締結していること、謝金に関しては、当該事業において必要な資格等の専門性が読み取れることを条件とする）等
- ⑤ 対象外経費 ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とする）
・ ボランティアに対する謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とする）
・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
・ 助成対象期間（令和7年度内）外の活動に関する経費
- ⑥ 申請方法及び受付締切
別紙様式「助成申請書」及び添付資料をE-mailで提出するとともに、正本（1部）を本会へ郵送してください。
受付の締め切りは、令和7年9月30日（火）E-mail受信分までとします。
なお、追加募集する場合は、本会ホームページで公表します。

(2) 審査、決定及び精算

- ア 審査：原則、書面審査とし、中央共同募金会の助言も得ながら本会配分委員会において審査します。
- イ 決定：本会会長が決定します。10月下旬（予定）
- ウ 交付：助成決定に合わせて送付する「請求書」の提出を受け、数日後に振り込みます。
- エ 精算：事業完了後1か月以内、又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに、別に定める「完了報告書」を提出してください。
なお、助成金に残額が生じる場合は、別途、返還していただきます。

5 全国キャンペーンに係るお問い合わせ先

社会福祉法人鳥取県共同募金会（担当：福田）

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5

鳥取県立福祉人材研修センター内

Tel:0857-59-6350

Fax:0857-59-6340

E-mail : akaihane@tottori-wel.or.jp